

# 「教育実践に関する科目」の科目区分と内容構成

鈴木 そよ子

## はじめに

中学校教諭・一種免許状と高等学校教諭・一種免許状についてみると、2016（平成28）年11月に「教育職員免許法」が改正されるまでは、教職課程の科目区分は、「教科に関する科目」と、「教職に関する科目」「教科または教職に関する科目」から成っていた。だが、この改正によって、「教科及び教職に関する科目」という一括りになり、2017（平成29）年11月改正の「教育職員免許法施行規則」によって、「教科及び教職に関する科目」の下位区分として、①教科及び教科の指導法に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目）、②教育の基礎的理解に関する科目、③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、⑤大学が独自に設定する科目、という5つの科目区分が設けられるようになった。

本稿では、2017（平成29）年11月改正以降の区分でいう「教育実践に関する科目」を検討対象とし、免許状では、中学校教諭・一種免許状と高等学校教諭・一種免許状を対象として、時期的には、1989（平成元）年度から2020（令和2）年度に至る32年間の変化を辿る。この「教育実践に関する科目」のなかに、教育実習事前・事後指導が含まれている。教育実習事前・事後指導は、大学における教職課程の授業と教育実習校での教育実習をつなぎ、教育実習をより充実したものにするため、一般の授業ではカバーできないソフトな部分を担っている。

本稿の課題は、32年間にわたる教育実習事前・事後指導を辿り、「教育実践に関する科目」における教育実習事前・事後指導の科目区分と内容構成について検討することにある。教育実習事前・事後指導は、そのままの名称で教育課程に配置されているわけではない。例えば、「教育実習Ⅰ」「教育実習指導」等の科目名称となっている。その位置づけや内容構成をみて、教育実習事前・事後指導に該当すると判断することになる。また、「教育実践に関する科目」の担当者や授業形態（単独、オムニバス等）は、各大学に委ねられており、一律に捉えることはできない。本稿では、神奈川大学（以下、本学と称す）のように、

「教育実践に関する科目」を専任教員が担当するケースについて検討する<sup>1</sup>。

本学の場合、「教育実践に関する科目」の変遷を見ると、平成初期の頃には「教育実践の研究Ⅰ」と「教育実践の研究Ⅱ」の2科目だった。2020（令和2）年度は、「教育実習」が「教育実習指導Ⅰ」「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」の4科目であり、「教職実践演習（中学・高校）」も加えると5科目となっている。これらの科目の内容構成と科目区分の再検討を試みたい。

本稿では、本学の資料として1990（平成2）年度<sup>2</sup>から2020（令和2）年度に至る、本学の履修要覧、シラバスを用いる。各大学の資料は、各サイトに掲載されている履修要覧等である。さらに、法規関係の資料は『必携 学校小六法』『必携 教育六法』に掲載されている「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」を使用する。また、文部科学省のサイトから「教職実践演習」や教職課程コアカリキュラム関連の情報を得ている。

本稿の構成は、Ⅰ章で、「教育実践に関する科目」の概念と単位数の変遷、現在の「教育実践に関する科目」の中の「教育実習」の全体目標、「事前指導・事後指導に関する事項の一般目標、到達目標」を確認する。Ⅱ章では、本学の旧「教職に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の変遷を把握したうえで、教育実習事前・事後指導の科目区分の変化に着目して時期区分をし、それぞれの時期の特徴と内容構成を整理する。Ⅲ章では、本学と他大学の事例を比較する。最後にⅣ章では、本学の「教育実践に関する科目」の科目区分と内容構成について考察する。

本稿では、法規名や法規上の科目区分、さらに授業科目名を「 」で示すが、例外として授業科目名総称である「教科教育法」も「 」で示す。

## Ⅰ 「教育職員免許法施行規則」における「教育実践に関する科目」

中学校教諭と高等学校教諭の一種免許状を取得するためには、学士の基礎資格が必要だが、それに加えて大学において修得することを必要とする最低単位数が定められている。その単位数の変遷を、表1『教育職員免許法』における大学での最低修得単位数（1989～2020年度）」に示す。

1989（平成元）年度から2020（令和2）年度まで、中・高等学校教諭・一種免許状を取得するための最低単位数の合計は、59単位で変化していない。

1 本学には教育学部は設置されていない。学生たちはそれぞれの学部で専門科目を学び、教職課程に登録して「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修して教員免許状を取得する。

2 神奈川大学湘南ひらつかキャンパスでは、1990（平成2）年度から教職課程が設けられたため、この年度からの履修要覧を用いる。

表1 「教育職員免許法」における大学での最低修得単位数（1989～2020年度）

西暦 (和暦)	免許状の種類	科目区分・最低修得単位数						合計 単位数
		教科に関する もの	40	教職に関する もの	19	教科または教職 に関するもの	0	
1989 (平成1)	中学校教諭・一種	教科に関する もの	40	教職に関する もの	19	教科または教職 に関するもの	0	59
	高等学校教諭・一種	もの	40	もの	19	に関するもの	0	59
1998 (平成10)	中学校教諭・一種	教科に関する 科目	20	教職に関する 科目	31	教科または教職 に関する科目	8	59
	高等学校教諭・一種	科目	20	科目	23	に関する科目	16	59
2016 (平成28)	中学校教諭・一種	教科及び教職に関する科目						59
	高等学校教諭・一種							59

注・『必携学校小六法』『必携教職六法』共同出版、各年度版の「教育職員免許法」別表第一より作成。

1998（平成10）年の「教育職員免許法」改正によって、大学における教員免許状取得のための旧「教科に関する科目」と旧「教職に関する科目」の最低単位数の構成が大きく変わる。旧「教科に関する科目」は、卒業単位に含まれる専門科目であり、卒業要件単位数の縛りがあるため、「教育職員免許法」上で半減することによって、専門科目選択の幅は広がるが専門科目の履修科目数がさほど左右されるわけではない。その条件下で、一般的に卒業要件単位外に置かれている旧「教職に関する科目」の単位数が増えることは、学生が履修すべき授業数の増加を意味する。

中学校教諭・一種免許状では、「教科に関する科目」20単位、「教職に関する科目」31単位、「教科または教職に関する科目」8単位となり、教科と教職の科目の位置づけが逆転する。高等学校教諭・一種免許状では、「教科に関する科目」20単位、「教職に関する科目」23単位、「教科または教職に関する科目」16単位となった<sup>3</sup>。この改正による新課程が実施されたのが、2000（平成12）年度であった。

次の2016（平成28）年の改正では、「教科及び教職に関する科目」59単位となったが、選択の幅が広がったわけではなく、施行規則で新たに設けた5つの区分ごとの最低修得単位数の縛りに移行しただけである。この改正による新課程が実施されたのが、全国的には2019（平成31）年度であった。

「教育実践に関する科目」という名称は、2017（平成29）年から使用されるようになった、現在の区分である。教育実習に関わる科目の区分は、それまでは「教育実習」という名称であったが、本稿では、専任教員が担当する科目群という面を意識して、遡って1989（平成元）年からの教育実習に関する科目の変化を見るに際して、「教育実践に関する科目」の区分名称を用いる。その変遷をたどったものが、表2『「教育職員免許法施行規則」における『教育実践に関する科目』（1989～2020年度）』である。

3 『2000年度版 必携学校小六法』共同出版、1999年、p.292。

表2 「教育職員免許法施行規則」における「教育実践に関する科目」(1989～2020年度)

西暦(和暦)	第六条の表 中の欄	第六条の表中の名称		中学校教諭・ 一種免許状	高等学校教諭・ 一種免許状
				単位数	単位数
1989 (昭和64・平成1)	第6欄	教育実習		3	3
1998 (平成10)	第6欄	教育実習		5	3
2008 (平成20)	第5欄	教育実習		5	3
	第6欄	教職実践演習		2	2
2017 (平成29)	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3
			教職実践演習	2	2

注1・表の名称は、2017年改正以降の「教育実践に関する科目」区分を遡って用いる。

注2・『必携学校小六法』『必携教職六法』共同出版、各年度の「教育職員免許法施行規則」の第6条の表、文部科学省サイトから作成。

1989(平成元)年時点の「教育職員免許法施行規則」<sup>4</sup>では19単位のうち、「教育実習」の単位が3単位と定められている。当時の教育実習は2週間で実施されており、2単位相当であり、1単位が教育実習事前・事後指導に割り当てられていたことがわかる。

1998(平成10)年6月10日の「教育職員免許法」改正を受けて同年6月25日に改正された「教育職員免許法施行規則」では、中学校教諭・一種免許状取得のために必要な教育実習科目は5単位、高等学校教諭・一種免許状では3単位となった<sup>5</sup>。教育実習期間と単位数の関係を見てみると、中学校教諭・一種免許状のためには3週間(あるいは4週間)の教育実習、4単位が必要になった。他方、高等学校教諭・一種免許状のためには2週間、2単位で、これまでと変わらない<sup>6</sup>。5単位あるいは3単位という教育実習科目の単位数から、実習校での教育実習の4単位あるいは2単位の単位数を除くと、教育実習事前・事後指導は変わらず、1単位だった。

「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」は何度も改正されているが、法的な最低修得単位数として教育実習事前・事後指導に割り当てられてきた単位は、一貫して1単位であることがわかる。

これは、教育実習事前・事後指導と教育実習とは別のコマ(曜日時限)で実施することを意味するのか、あるいは、1コマの中で教育実習の事前指導・教育実習・事後指導をす

4 「教育職員免許法施行規則」第六条の表『解説教育六法1990 平成2年版』p.557。

5 『2000年度版 必携学校小六法』共同出版、1999年、p.304。

6 中学校教諭と高等学校教諭の免許状を同時に取得する場合は4週間(3週間)でよい。

ることを意味するのか、曖昧であり、個々の大学としての裁量が加わることになる。

2017（平成29）年「教育職員免許法施行規則」改正以後の「教育実践に関する科目」の「教育実習」の全体目標は、教職課程コアカリキュラム<sup>7</sup>において、次のように規定されている。

### 全体目標

「教育実習は、参観・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。

一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践並びに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。」<sup>8</sup>

「教育実習」の項目の中に位置する事前指導・事後指導に関する事項の一般目標、到達目標は、次のように規定されている。

### 一般目標（全体目標を内容のまとまりごとに分化させたもの）

「事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。」<sup>9</sup>

### 到達目標（学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準）

「1）教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。

2）教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。」<sup>10</sup>

以上のコアカリキュラムの内容を見る限り、実習校での教育実習と同じコマの中の実習に出るまでの数回の指導が事前指導であり、実習後の数回が事後指導に該当すると読み取れるのではないだろうか。そうだとすれば、3年次の教育実習事前指導は、大学がプラスアルファで設定しているということになる。

<sup>7</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1414533.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1414533.htm) 2020/08/25 現在の教職課程のシラバスは、2019（平成31）年度から実施されている教職課程コアカリキュラムの内容を充たすべく構成されている。

<sup>8</sup> [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442\\_1\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf) 2020/08/26

<sup>9</sup> [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442\\_1\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf) 2020/08/26

<sup>10</sup> [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442\\_1\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf) 2020/08/26

## II 本学における「教育実践に関する科目」の変遷

### II-1 1989(平成元)年度～1999(平成11)年度入学者用教育課程

1990(平成2)年度の『履修要覧 経営学部理学部』に掲載されている,表3「教職に関する科目(1990年度)」によると,「教職に関する科目」の必修科目8科目,中学校の必修(道徳教育の研究)1科目,教科別選択必修に当たる「教科教育法」1科目(通年4単位)という構成で,高等学校免許は24単位,中学校免許は26単位となっていた。表1の1989(平成元)年度「教育職員免許法」に示された19単位を上回っていた。

表3 教職に関する科目(1990年度)

(○印は必修,×印は選択必修科目,□印は中一種免許取得の場合は必修を示す。また,( )内の単位数は,中一種免許に必要な単位数を示す。)

省 令 科 目	本学での開講科目, 単位数		資格要件	
	授 業 科 目	単 位	単 位 数	
教 職 に 関 す る 専 門 教 育 科 目	教育の本質及び目標に関する科目	○教育原論Ⅰ 教育学基礎演習 教育史特講	2 2 2	2 2 2 2 6(8) 2 4 2 2 24(26)
	幼児,児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	○教育心理学Ⅰ 教育心理学基礎演習 カウンセリング特講Ⅰ カウンセリング特講Ⅱ	2 2 2 2	
	教育に係わる社会的,制度的又は経営的な事項に関する科目	○教育原論Ⅱ 教育社会学特講 教育行政学特講 教育経営の実践	2 2 2 2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目	○教育心理学Ⅱ 教育工学特講	2 2	
	教科教育法に関する科目	×教科教育の研究 (社会)(数学)(理科) (工業)(商業)(英語)	4	
道徳教育に関する科目	□道徳教育の研究	2		
特別活動に関する科目	○特別活動の研究	2		
生徒指導,教育相談及び進路指導に関する科目	○生徒指導の研究	2		
教育実習	○教育実践の研究Ⅰ ○教育実践の研究Ⅱ	2 2		
その他	生涯学習論Ⅰ 生涯学習論Ⅱ	2 2		
合 計			24(26)	

(注意) 1 「教科教育の研究」の単位は受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。  
2 教育実習に関する科目「教育実践の研究Ⅰ」は3年次,「教育実践の研究Ⅱ」は4年次に修得すること。

出典:『平成2年度 履修要覧 経営学部 理学部 神奈川大学』p.210。

現在の「教育実践に関する科目」に区分される「教育実践の研究Ⅰ」（2単位）は3年次後期に配当され、「教育実践の研究Ⅱ」（2単位）は4年次前期に配当されている<sup>11</sup>。

「教育実践の研究Ⅰ」が教育実習事前指導にあたり、当時の「教育職員免許法施行規則」で割り当てられた最低単位数1単位を超える、2単位、13回の授業で運営されていた。表3の教育課程表には、演習科目等の選択科目も設定されており、当時の本学の余裕を感じる。

「教育実践の研究Ⅰ」と「教育実践の研究Ⅱ」の内容構成を見る資料として、1996（平成8）年度の『1996 講義計画 経営学部』から、資料1「教育実践の研究Ⅰ 講義計画」と、資料2「教育実践の研究Ⅱ 講義計画」を挙げる。

#### 資料1 「教育実践の研究Ⅰ」講義計画 1996（平成8）年度

- |  |
|--|
| 第1回 「教育実践の研究Ⅰ」の概要・日程の説明<br>模擬授業の方法についての説明<br>教員採用試験の概要についての説明と調査方法説明<br>第2回 教育実習ビデオを見て討論<br>第3回～第7回 模擬授業と小論文検討<br>第8回 神奈川大学附属中学校・高等学校授業参観（理学部）<br>神奈川県立平塚商業高等学校授業参観（経営学部）<br>第9回～第12回 模擬授業と小論文検討<br>第13回 「教育実践の研究Ⅱ」登録説明会 |
|--|

出典：『1996 講義計画 経営学部 神奈川大学』p.313。

#### 資料2 「教育実践の研究Ⅱ」講義計画 1996（平成8）年度

- |   |
|---|
| [事前指導] 1 受講者各自が、1時間分の学習指導案を作成する。板書計画、使用する資料等も揃える。「教育実践の研究Ⅰ」で、グループ毎に作成し、検討した内容を踏まえながら、一人で作業に取り組む。対象とする単元は、自分が教育実習で担当するであろう個所を取りあげる。全員の前で発表し、相互に検討する。<br>2 教育実習直前ガイダンス。教育実習を行う上での心構え、注意事項、諸手続きについて話し、『教育実習記録』を配付する。教員と事務局が共同で行う。<br>[教育実習] 1 教育実習校訪問指導。大学の教員が教育実習校を訪問して、実習生の指導（研究授業の参観、助言など）をする。これは、全学の教員（実習生の卒業研究・演習担当者、教職課程委員会委員、教職課程担任者）の協力により行われている。<br>[事後指導] 1 教育実習報告会<br>2 教育実習の際に、各自が作成した指導案を教職課程指導室に資料として整理し、保管する。<br>3 教職課程履修のまとめ |
|---|

出典：『1996 講義計画 経営学部 神奈川大学』pp.314～315。

<sup>11</sup> 「平成2年度 教職に関する専門教育科目（法・経済・経営・外国語・理・工学部）」『平成2年度 履修要覧 経営学部 理学部 神奈川大学』p.211。

「教育実践の研究Ⅰ」の内容は、模擬授業とその検討、教員採用試験の概要についての説明、教育実習ビデオを見ての討論、中・高等学校の授業参観、小論文の検討、講演、教育実習校に送る書類の書き方の説明等から構成されていた。

模擬授業は、「教科教育法」の授業（当時4単位）を補うために行われていた。小論文は、教員採用試験の準備として組み込んでいた。教育実習のビデオを見て検討すること、また、中・高等学校の授業参観や書類の書き方については、教育実習事前指導の場面でこそ扱える内容に該当するだろう。このほかにも、個別面談を行っていた。

「教育実践の研究Ⅱ」では、教育実習事前指導と教育実習、さらに教育実習事後指導を含んで、2単位の授業となっていた。「教育実践の研究Ⅱ」の教育実習事前指導は教育実習直前ガイダンス、教育実習記録の記入方法等であり、事後指導の構成は、教育実習報告会、研究授業の学習指導案の整理と保存、教職課程履修全体についてのまとめから成っていた。

以上のような資料の読み取りから、次の2点のことが言える。

第1点は、本学の教育実習事前指導には、教員採用に向けての準備や教壇実習のための準備などの部分と、教育実習の直前指導の部分があり、前者が3年次後期の「教育実践の研究Ⅰ」であり、後者が「教育実践の研究Ⅱ」に組み込まれていたということである。

第2点は、後者の事前指導内容は教育実習に直結した指導内容であり、事後指導の報告会等も不可欠な内容だということである。だが、教職課程履修全体についてのまとめは、当時、この科目が教職課程の最後の科目だったからこそ行われた内容であり、現在の「教職実践演習」に譲ることができる。

## Ⅱ-2-1 2000（平成12）年度～2009（平成21）年度入学者用教育課程

1998（平成10）年の「教育職員免許法」改正によって、大幅な教育課程変更を迫られることになった。本学における最も大きな変更は、教育実習実施年次の変更であった。これまでの4年次実習から3年次実習への変更を決めて、これを実施するために教育課程を改編した。さらに、「教職に関する科目」について見ると「教職論」「教育方法論」「教科教育法Ⅲ」「総合演習」の科目が新設された。

『2000年度 履修要覧 経営学部』にある2000（平成12）年度入学者用の「教職に関する科目」の教育課程表では、3年次に「教育実習指導」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」が配当され、2年次に「教職論」が配当されている<sup>12</sup>。3年次に教育実習に出るために、これまで3年次後期の配当だった「教育実践の研究Ⅰ」を2年次後期の配当に変更し、「教職論」<sup>13</sup>

<sup>12</sup> 『2000年度 履修要覧 経営学部』 p.253。

<sup>13</sup> 「教職論」の科目設置の本来の意図は、教職の意義及び教員の役割・職務内容を理解することだった。

へと名称を変更した。

中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の教育実習期間の違いを受けて、2単位ずつの「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」に分け、3週間（あるいは4週間）の教育実習の場合は「Ⅰ」「Ⅱ」の4単位、教育実習期間が2週間の場合は「Ⅰ」の2単位を当てることにし、「教育実習指導」（1単位）に教育実習年度の教育実習事前・事後指導の内容を含めた。この時2年次配当の「教職論」は、「教育実践に関する科目」には入れていなかった<sup>14</sup>。

3年次教育実習に踏み切った理由として、教育実習を1年早めることによって、余裕をもって教員採用試験に取り組めるようにという配慮があった。他大学の教育学部の学生が3年次から教育実習を行っていた例を見習おうとしていた。

だが、実際に始めてみると、専門科目の学修が始まったばかりの3年次生が教育実習に出る専門的な力を持っているのか、さらに、3年次生は各学科の履修科目が多く、3週間（4週間）も大学の授業を欠席させることはできない等の問題が浮き彫りになり、教育実習実施年次の再調整を迫られることになった。

その後、2004（平成16）年度入学者までの教育課程表<sup>15</sup>では、3・4年次ともに教育実習が実施可能であった。2005（平成17）年度入学者からは、4年次実習実施となり、3年次後期に「教職論」が配当され、4年次前期に「教育実習指導」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」が配当された。

4年次実習に戻ったのちも「教職論」「教育実習指導」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」の科目区分は2012（平成24）年度まで続いた。

以上、3年次への教育実習実施年次の変更、再度の4年次へ変更の流れの中で、当時の本学では教育実習事前指導に該当していた「教職論」が独立している科目のようになり、1999（平成11）年度入学者までは「教育実践の研究Ⅱ」の中にあつた教育実習直前の指導も、「教育実習指導」という科目として実習校での教育実習科目から独立した<sup>16</sup>。中学校と高等学校の実習期間の相違、そして、それに伴う単位の違いを反映するための本学としての解決策だった。この結果、「教育実習指導」が時間割に組み込まれ、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は時間外科目として扱われるようになった。

## II-2-2 「教職論」「教育実習事前指導」の内容

旧「教職に関する科目」の教育課程の変化についてみると、「教科教育法」は2002（平

<sup>14</sup> 「教育職員免許法施行規則」第6条の表、第2欄の「教職の意義等に関する科目」に位置付けた。

<sup>15</sup> 『2005年度 履修要覧 Syllabus 各種課程』p.52。

<sup>16</sup> 教員の担当コマとしては、「教職論」1コマ、「教育実習指導」1コマ、「教育実習Ⅰ」0.2コマ、「教育実習Ⅱ」0.2コマと計算されるようになった。

成14) 年度からⅠ～Ⅳの8単位となり、中学校教諭・一種免許状では8単位、高校教諭・一種免許では4単位となった。

本学では、同じタイミングで1年次配当だった「教育方法論」が廃止された。本学において「教育方法論」は「教科教育法」の導入的な役割も兼ねていたので、「教科教育法Ⅳ」の新設によって「教科教育法」の中に吸収されたという関係になっている。

2000(平成12)年度から2年次配当となった「教職論」(2単位)の内容を、資料3『「教職論」授業計画(2003年度)』、教育実習実施年次となった3年次配当の「教育実習指導」の内容を、資料4『「教育実習指導」授業計画(2003年度)』とする。

#### 資料3 「教職論」授業計画(2003年度)

1. 「教職論」のガイダンス・教育実習への心構え
2. 教員採用試験の概要と採用状況
3. 学習指導案の作成
4. 模擬授業
5. 教育実習最終手続き説明会
6. 教育実習への抱負

出典：『2003年度 履修要覧 Syllabus 各種課程』p.200。

#### 資料4 「教育実習指導」授業計画(2003年度)

##### [教育実習の事前指導]

1. 「教育実習指導」のガイダンス
2. 「教育実習記録」と「教育実習への抱負」
3. 模擬授業と集団討論
4. 教育実習直前ガイダンス

##### [教育実習の事後指導]

1. 教育実習報告会
2. 研究授業の検討と指導案のファイリング
3. 教職課程履修のまとめ
4. 教員採用試験受験調査, 教員免許状交付申請手続き

出典：『2003年度 履修要覧 Syllabus 各種課程』p.191。

資料3を見るとわかるように、2年次配当の「教職論」の内容は、1999(平成11)年度までの教育実習事前指導「教育実践の研究Ⅰ」を踏襲したものだった。資料4を見るとわかるように、3年次配当の「教育実習指導」の内容は、1999(平成11)年度までの「教育実践の研究Ⅱ」の中の教育実習事前・事後指導の内容を踏襲したものだった。「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は、教育実習校での教育実習科目として独立させた。

新設科目「教職論」を教育実習事前指導の内容にしてしまったことは、のちに文部科学

省から指導を受けることになる問題点であるが、旧「教職に関する科目」の科目、特に「教科教育法」の単位数が増えながらも、教育実習に出る前年度に必要な事前指導の内容を再検討することなく、いずれかの科目でこれまでと同じ教育実習事前指導の内容を確保しようとした結果だった。だが、中・高等学校への授業参観を除けば、他科目の担当者との連携をとり、教育実習実施の前年度までに組み込める内容であった。

また、教育実習に出る年度の大学での指導と実習校での教育実習を別単位にしたことも、本学における転換点となった。

### II-3 2010（平成22）年度～2012（平成24）年度入学者用教育課程

2008（平成20）年6月の「教育職員免許法」改正<sup>17</sup>と、2008（平成20）年11月の「教育職員免許法施行規則」改正<sup>18</sup>を受けて、2010（平成22）年度入学者からは4年次後期に「教職実践演習（中学・高校）」（2単位）が新設された。施行規則改正により、「総合演習科目」は廃止され、表1に示したように、中学校教諭・一種免許状の場合、各科目区分の最低単位数は、旧「教科に関する科目」20単位、旧「教職に関する科目」31単位、旧「教科または教職に関する科目」8単位となった。本学の教育課程では、文部科学省の指導により、2012（平成24）年度入学者から「教育課程論」を新設し、「教育方法論」を復活させた。

「教職実践演習（中学・高校）」の授業も専任教員の担当となった。4年間の教職課程の集大成として、「教員として必要な知識、技能を習得したことを確認することを目的と」<sup>19</sup>する科目であり、内容構成については文部科学省から「教職実践演習（仮称）について」<sup>20</sup>に示されており、これらの科目の目的並びに構成から考えて、専任担当科目とした。

### II-4-1 2013（平成25）年度～2020（令和2）年度入学者用教育課程

2013（平成25）年度入学者から、本来の科目設置目的に沿った内容構成の「教職論」が2年次配当で再設置された。これによって教育実習事前指導科目の内容構成であった2012（平成24）年度入学者までの「教職論」は、「教育実習指導Ⅰ」として3年次後期に配当された。

2020（令和2）年度は、表2にみるように「教育実習」と「教職実践演習」が第五欄「教育実践に関する科目」としてまとめられ、本学では、既に触れたように、それぞれの科目

17 『2010年度版 必携学校小六法』共同出版、2009年、p.285。

18 『2010年度版 必携学校小六法』共同出版、2009年、p.313、第六条の表はp.317。

19 『2010年度 資格教育課程 履修要覧 神奈川大学』p.8。

20 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm)  
2021.01.03

を教職課程の専任教員全員で担当している。

## II-4-2 2020 (令和2) 年度3年次生 (2018年度入学者) 用「教育実習指導Ⅰ」

現在、本学では2キャンパス一団地として教職課程が運営されており、複数の教員が同一科目を担当している。「教育実践に関する科目」に限らず、共通シラバスを作成し、大学のサイトではこれを公開している。これをもとに、複数の教員が授業を進めている。「教育実践に関する科目」の共通シラバスについては、横浜キャンパスの内容から共通シラバスを作成し、湘南ひらつかキャンパスではそれに基づきながら授業を組み立てている。

### 資料5 「教育実習指導Ⅰ」シラバス (2020年度) 共通シラバス

- 第1回：シラバス記載事項の確認，教育実習の意義と概要
- 第2回：教育実習体験者（上級生）の報告：生徒の実態を踏まえた関わり，指導に向けて
- 第3回：特別講義「情報教育の取り組みと学習指導における情報機器の活用」(1) 講義と質疑
- 第4回：特別講義 (2) 討論：情報教育と学習指導における情報機器の適切な活用に向けて
- 第5回：学級担任の役割と職務内容：ホームルームの指導を含めて
- 第6回：授業参観事前指導 (1) 観察記録および学習指導案作成に向けて
- 第7回：授業参観事前指導 (2) 学校経営方針および教育活動，それらを支える組織体制の理解
- 第8回：授業参観と学習会 (1) 附属中・高等学校における授業参観と学習会
- 第9回：授業参観と学習会 (2) 参観から学んだこと－観察記録，学習指導案をもとに－
- 第10回：特別講義「人権教育」(1) 講義と質疑
- 第11回：特別講義「人権教育」(2) 討論：生徒との関わりに活かすために
- 第12回：特別講義「教育と性」(1) 講義と質疑
- 第13回：特別講義「教育と性」(2) 討論：生徒との関わりに活かすために
- 第14回：教育実習に向けての心構えと準備

出所：神奈川大学シラバスシステム (kanagawa-u.ac.jp)

## II-4-3 2019 (令和1) 年度4年次生 (2016年度入学者) 用「教育実習指導Ⅱ」

### 資料6 「教育実習指導Ⅱ」(2019年度) 共通シラバス

- 第1回：シラバス記載事項の確認，教育実習の意義と遵守すべき義務の理解
- 第2回：教育実習校の理解に向けて：学校経営方針，教育活動の確認
- 第3回：現職教員による特別講義「生徒指導」(1) 講義と質疑
- 第4回：現職教員による特別講義「生徒指導」(2) 討論：生徒の実態を踏まえた関わり，指導に向けて
- 第5回：模擬授業 (1) 学習指導案の作成と授業実践
- 第6回：模擬授業 (2) 指導技術の確認
- 第7回：教育実習 (1) ガイダンス－実習校の理解に向けて 他
- 第8回：教育実習 (2) 授業参観－観察の視点と記録を含めて 他
- 第9回：教育実習 (3) 学級経営－学級担任の補助的役割に向けて 他

第10回：教育実習（4）教科指導と研究授業－学習指導案作成，基本的技術と情報機器の活用を含めて 他

第11回：教育実習の報告（1）成果と課題の省察

第12回：教育実習の報告（2）今後取得すべき知識・技能

第13回：教員免許取得および教員採用試験に向けて

第14回：教育実践研究に向けて－課題の整理と「教職実践演習」への準備

出所：神奈川大学シラバスシステム (kanagawa-u.ac.jp)

### III 本学と他大学の「教育実習」科目区分の比較

「教育実践に関する科目」のうち、「教職実践演習」は、4年次後期の2単位科目として固定されており、科目区分を検討する必要はない。「教育実習」科目区分は、「教育職員免許法施行規則」の解釈と、大学の方針と余力によって裁量の余地がある。学内における教育実習指導と学外での教育実習についての組み合わせや科目区分の方法を考えるために、他大学の「教育実習」科目区分を参考にしたい。

インターネットの情報をもとに、複数の大学の「教育実習」科目区分を示す表4「各大学における『教育実践に関する科目』の『教育実習』科目区分（2020年度入学者用）」を作成した。比較する大学は東京都と神奈川県内の大学からアトランダムに選択した。

表4 各大学における「教育実践に関する科目」の「教育実習」科目区分（2020年度入学者用）

大学名	項目名	教育実習事前指導		教育実習		注・備考	出典
	科目名	教育実習指導Ⅰ	教育実習指導Ⅱ	教育実習Ⅰ	教育実習Ⅱ		
神奈川大学	配当年次	3	4	4	4	・「授業科目『教育実習Ⅰ』『教育実習Ⅱ』は、教育実習を行う4年次4月に時間外科目として履修登録」をする。2週間実習の場合は『教育実習Ⅰ』を、3週間（若しくは4週間）実習の場合は『教育実習Ⅰ』と『教育実習Ⅱ』の計4単位を認定」する。p.17.	『履修要覧 2020年度資格教育課程 神奈川大学』pp.16-17.
	単位数	1	1	2	2		

大学名	項目名	教育実習事前指導	教育実習		注・備考	出典
学習院大学	科目名	教育実習Ⅰ	教育実習Ⅱ	教育実習Ⅲ	・「教育実習Ⅰ」は事前・事後指導・「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」は実習校実習。・「教育実習Ⅲ」は、中学は必修。p.285.	『令和2年度(2020年度)入学者用 履修要覧』学習院大学学生センター教務課, p.285.
	配当年次	4	4	4		
	単位数	1	2	2		
鎌倉女子大学	科目名	教育実習指導	教育実習(中学校)	教育実習(高等学校)	・「中学校・高等学校免許同時取得希望者は、『教育実習(中学校)』を履修する。」p.75. ・配当年次はサイト上で確認。	「2020年『履修の手引』鎌倉女子大学教務部, p.75.
	配当年次	3	4	4		
	単位数	1	4	2		
上智大学	科目名	教育実習Ⅰ(事前事後指導)	教育実習Ⅱ	教育実習Ⅲ	・「教育実習Ⅰ」は、事前指導5回、事後指導2回、全員必修。・「教育実習Ⅲ」は実習2週間を超えた場合に登録。高校免許状のみでも、3週間以上の場合は、登録。p.49.・3科目の配当年次はすべて4年次。pp.32-33.	『キャンパスライフ教職課程履修 上智大学』p.26,49.
	配当年次	4	4	4		
	単位数	1	2	2		
国士舘大学	科目名	教育実習Ⅰ(事前指導)	教育実習Ⅱ(事後指導を含む)	教育実習Ⅲ(事後指導を含む)	・中高両免許校種の受講登録者は「教育実習Ⅱ」(4単位)を履修習得する。 ・高校免許のみ希望でも、教育実習期間が3週間の場合は「教育実習Ⅱ」(4単位)が履修可能。	『国士舘大学令和2年度教職課程 履修要項 教職課程履修カルテ』教職課程運営センター運営委員会, p.14,22.
	配当年次	3	4	4		
	単位数	1	4	2		

大学名	項目名	教育実習事前指導	教育実習		注・備考	出典
桐蔭横浜大学	科目名	事前・事後指導（中・高）	教育実習 （中学校）	教育実習 （高校）		『2020年度 法学部学生便覧 履修要覧 桐 蔭横浜大学』 pp.99-100.
	配当年次					
	単位数	1	4	2		

注・履修要覧や履修の手引き等については、各大学のサイトに掲載されているものを使用した。

表4の事例は5大学の例であるが、「教育実習」科目の科目区分と配当年次を考える資料として参考になる。

教育実習事前指導には「教育職員免許法施行規則」と同じ1単位を割り当てており、「教育実習Ⅰ」「教育実習指導」「事前・事後指導（中・高）」の科目名で、3年次1単位あるいは、4年次1単位となっている。本学のように3年次の事前指導と4年次教育実習直前の事前指導をわざわざ別科目にする必要はないことがわかる。

次に、教育実習については、4単位を2単位ずつに分けている場合と、4単位と2単位に分けている場合がある。どちらの場合も、教育実習が3週間（4週間）の場合は4単位、2週間の場合は2単位の履修となっている。

さらに、事前指導・事後指導と実習校での教育実習の関係については、教育実習事前指導を3年次1単位で設定している場合には、4年次の教育実習直前の事前指導等と事後指導を「教育実習」の単位の中に含めている。

#### IV 本学における「教育実践に関する科目」に向けての考察

2020（令和2）年度において、本学の「教育実践に関する科目」の科目構成を見ると、「教育実習」科目区分が「教育実習指導Ⅰ」「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」の4科目であり、「教職実践演習（中学・高校）」も加えると5科目となっている。本学の事情として、これから数年連続して学部等の再編による課程申請が続く見込みがある中で、「教育の基礎的理解に関する科目等」の再考の機会もあるだろう。その際に、「教育実践に関する科目」の再検討ができるのではないだろうか。

まず、4年次配当の「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」3科目の再構成が考えられる。「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は、同一担当者が異なる科目を同曜日、同時間帯において担当できないという時間割の原則があつて、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は時間外科目として設定されているが、「教育実習指導Ⅱ」は「教育実習Ⅰ」「教

育実習Ⅱ」の単位に含むと考えれば、あえて科目とする必要はない。また、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」については、時間割内の授業として位置付けられる方法があるのではないだろうか。

次に、3年次後期の「教育実習指導Ⅰ」は、他科目に譲れないもの、どうしても必要なものを精選したうえで、1単位分(7回)の内容を再構成することも可能ではないだろうか。

## おわりに

「教育実践に関する科目」は多くの大学で専任教員の担当になっているだろう。専任教員は他の「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当しており、いわゆる責任コマ数もある。その中で、「教育実践に関する科目」のコマ数が増えることは、場合によっては、「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当科目が少なくなる可能性もある。現状の中での改善策を見出したいという思いから、本稿の作業を始めた。

30年来の本学の資料を見返し、他大学の資料を見る中で、工夫の余地があることがわかった。ただ、本稿の段階では、他大学の時間割や担当者、シラバスまでは検討できていないので、実習校での教育実習の単位を時間割上にどのように配置しているのか、専任のみが授業担当者なのか等の点については、さらに必要な作業を進めたい。